

令和7年国勢調査の実施について

1 所管省庁（根拠法令）

総務省
（統計法、国勢調査令、国勢調査施行規則及び国勢調査の調査区の設定の基準に関する省令）

2 調査の目的

国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること。

3 調査項目

世帯員及び世帯に関する全17項目

（世帯員に関する事項）

①氏名、②男女の別、③出生の年月、④世帯主との続柄、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現在の住居における居住期間、⑧5年前の住居の所在地、⑨就業状態、⑩所属の事業所の名称及び事業の種類、⑪仕事の種類、⑫従業上の地位、⑬従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

⑭世帯の種類、⑮世帯員の数、⑯住居の種類、⑰住宅の建て方

4 調査の基準日

令和7年10月1日 午前零時現在

5 調査の対象

調査時において、我が国(本市域内)に常住する者
対象見込み件数 238,587 人 113,291 世帯（下関市推計人口：令和7年4月1日現在）

6 調査の方法

国勢調査員が世帯ごとに調査書類（インターネット回答関係書類、調査票）を配布する。
○前回に引き続き、インターネット回答方式を継続
○調査票の任意封入提出方式の継続

7 国勢調査員

総務大臣が任命する非常勤一般職の国家公務員
〔配置人数〕 約 1,700 人（見込み）
〔任命母体〕 自治会関係者や過去の経験者の中から任命（社会福祉施設や大規模病院等は、当該施設等の職員から任命）

8 スケジュール

「下関市国勢調査本部」を設置（5月30日～12月26日）

実査前	実査				実査後
～9/19	9/20～	10/1～	～10/8	10/9～	10/21～
◆調査員事務打合せ会	◆『調査区要図』の作成 ◆インターネット回答関係書類及び調査票（紙）の配布	◆調査票（紙）の当初回収	◆インターネット及び調査票（紙）の回答期間	◆調査票の提出状況の確認 ◆調査票（紙）の未提出回収	◆調査書類の検査・整理・提出 ◆審査